

当院が届け出ている施設基準について

1. 電子的診療情報連携体制整備加算

当院では電子的診療情報連携による質の高い医療の提供を目指し、以下の取り組みを実施しております。

- ① オンライン資格確認システムを通じて取得した医療情報を診療に活用しています。マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで過去の受診歴・薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。
それに伴い初診時・再診時に電子的診療情報連携体制加算を算定しております。
患者様にはマイナ保険証の利用、医療情報取得への同意にご協力いただきますようお願いいたします。
- ② マイナ処方箋利用の促進に取り組んでいます。
- ③ 電子処方箋を発行する体制を整備しています。
- ④ 今後、電子カルテ共有サービスを活用できる体制を進めてまいります。
- ⑤ マイナンバーカードの健康保険証利用について一定の実績を有しています。
- ⑥ 医療明細書発行体制を整備しています。

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

電子的診療情報連携体制加算（初診時9点、再診時2点 変動あり）を月に一度算定しております。

2. 一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。それにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

3. 機能強化加算/かかりつけ医機能

当院では、かかりつけ医機能として以下の取り組みを実施しております。

- ① 予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます
- ② 必要に応じ、専門の医療機関や保健・福祉サービスのご紹介をします
- ③ 体調不良等、患者様からの電話等による問い合わせに対応しております（医師指示による登録者のみ夜間対応可）
- ④ 必要に応じ、専門医、専門の医療機関や介護サービスのご紹介をします
- ⑤ 28日以上長期投薬またはリフィル処方箋を交付しております